



## 「国際アートセラピー色彩心理協会」規約

### 第1条 <総則>

- 本協会はその名称を「国際アートセラピー色彩心理協会」(International Art Therapy Color Psychology Association)と称する。
- 本協会の本部は、会長・末永蒼生の研究室「末永メソッド色彩心理研究所」(東京都渋谷区富ヶ谷2-35-15)におく。ただし、運営事務局の窓口は(株)ハート&カラー内におく。

### 第2条 <目的及び事業>

- 本協会は色彩の心理効果を活かし、子どもから大人まで幅広い対象のメンタルケアに貢献できるよう、会員相互の研究や実践活動を促進することをその役割とする。さらに、広く色彩文化が浸透し、心癒される豊かな社会作りに寄与することを目的とする。
- 本協会は第2条-1の目的を達成させるために次のことを行う。
  - 社会的基盤：協会は、色彩セラピーに関する認知度を高め、会員の社会的バックボーンとしての役割を果たすよう努める。
  - 社会貢献：会費の一部は、状況に応じて心のケアを必要とする人たちのための、色彩を通した社会貢献に使われる。また、会員の自主参加によるボランティア活動などにも取り組む。
  - 活動支援：実践活動を行う会員のために、必要に応じて内容面・物理面での活動支援を行い、会員相互の連絡や協力を促進する役割を担う。
  - 研究活動：研修会（毎年1回予定）、専門部会の開催。実践事例の共有化などを積極的に進めていく。
  - 情報発信：協会会報誌発行（Web・年2回予定）の他、アートセラピー、色彩心理、色彩セラピー、色彩文化全般に関する情報の発信。
  - その他、第2条-1の主旨に添う事柄

### 第3条 <会員>

- 本協会の会員は、ライセンス会員、正会員、準会員、および賛助会員の4種とする。
  - ライセンス会員とは、「色彩学校」でプロフェッショナルライセンスを取得し、実践活動をしている個人とする。
  - 正会員とは、「色彩学校」修了生（本科・初級修了以上、児童科step3修了以上）およびアート療法士資格保持者、子どもアート療法士資格保持者、シニアアート療法士資格保持者等で実践活動を行っている個人とする。
  - 準会員とは、アートセラピー、色彩心理全般に興味をもち、研究情報を必要としている「色彩学校」在校生、修了生、及び一般の個人とする。
  - 賛助会員とは、本協会の主旨に賛同する団体、企業等とし1名の代表者を登録することとする。

### 第4条 <年会費と会員の特典>

- 年会費及び会員特典の詳細については、「『国際アートセラピー色彩心理協会』の活動と会員特典」に記載の内容とする。

### 第5条 <運営委員>

- 本協会は、代表理事、理事、事務局によって運営される。
  - 代表理事は、本協会を代表し、業務を統括する。
  - 理事は、必要に応じて代表理事の職務を代行し、運営にあたる。

- (3) 事務局は、本協会に関わる実務全般を施行。その連絡先を東京の(株)ハート&カラー内に置き、担当者が業務にあたる。
- (4) 賛同者は、協会の社会活動を発展させるために、助言者および協力者として、各専門分野から選出、依頼する。また適時、適任者に加わってもらうものとする。

## 第6条 <会計>

- 1. 本協会の経費は、会員会費、研修会などの収入及び寄付などにより賄うこととする。

### 会 員 内 規

- 1. 会員は、会員の種類に応じた所定の年会費を收めなければならず、その有効期限は1年間とする。
- 2. 会員は、会員としての資格や特典、ポイントなどを第三者に譲渡することはできない。
- 3. 会員は、活動にあたっての相談を協会事務局を通して行うことができる。ただし、1ケースごとに書面にて相談内容を記述し、事前に提出すること。またその対応に30分以上かかる場合には、有料とする。
- 4. 会員は、研修会や閲覧などで知り得た資料や事例などを、著作者の許可なくして勝手に使用することはできない。また、プライバシーに関わる内容に関しては秘密保守義務がある。
- 5. 本協会の主旨に反する活動を行った場合、または同協会の活動に関して社会的信用を失わせるような言動のあった者は、会員として除名される場合がある。
- 6. 各会員の活動において生じた個人的トラブルや損失などに関しては、同協会の責任範囲外とし、対応の責務は負わないものとする。
- 7. 会員には、その活動実態を同協会の所定の書式において提出してもらうことがある。
- 8. 「ライセンス会員」「正会員」の特典である画材の貸出については、所定の申込書に記入の上、申請する。原則として色彩心理を主体とした勉強会や講座、ワークショップを対象とする。
- 9. 協会への入会金及び更新料は、1年ごとの銀行の自動口座引き落としとする。
- 10. 退会を希望する会員は、その旨を書面にて、更新時期の2ヶ月前までに協会事務局に届け出ること。解約申し出がこの期間内を過ぎた場合には、同一の条件をもって1年間自動的に更新され、年会費の自動引き落としがなされるものとする。なお、一旦納入された会費などは返還しないものとする。

\* その他、特に記載のない事項に関しては、必要に応じて本協会事務局にお問い合わせください。

「一般社団法人 国際アートセラピー色彩心理協会」 代表理事 末永 蒼生  
代表理事 江崎 泰子

運営事務局 (株)ハート&カラー内  
TEL:03-5474-7810  
E-mail: info@arttherapy-color.jp